

通所介護契約書

____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人まもる会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

通所介護サービス（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者が要介護認定者となるか、利用者から事業者に対し、文書による終了及び解約の申し出がない限り、自動的に更新されるものとしてします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画書の内容に沿って、目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した通所介護計画を作成します。通所介護計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

2 事業者は、通所介護計画に沿って、契約書別紙（兼重要事項説明書）に定めた内容のサービスを提供します。

3 居宅介護サービス計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の通所介護計画を作成し、それをもって事業者が提供するサービスの内容とします。

（利用料等の支払い）

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。
- 3 利用者が、サービス利用日の前日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）

第6条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が利用料の変更を承諾する場合、新たな利用料に基づく契約書別紙（兼重要事項説明書）を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、利用料の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

第7条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

（1）事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供しない場合

（2）事業者が、守秘義務に違反した場合

（3）事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（4）事業者が破綻した場合

- 4 事業者は、次の事由に該当した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

（1）利用者のサービス利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

（2）利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（1）利用者が介護保険施設に入所した場合

（2）利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された、且つ、事業対象者にも該当しない場合

（3）利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。

ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第9条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅介護サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに居宅介護支援事業所等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

(苦情対応)

第10条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための定期的な指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(4) 前3号に掲げる処置を適切に実施するための担当者を設置します

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な処置を講じます。

2 事業所は、事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる処置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、すべての通所介護従事者（看護職員、介護職員、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な処置を講じるものとする。

1 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第15条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供に対する保険給付の支払の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、当事業所の営業時間内に、前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(契約外条項)

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、通所介護サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所
氏名 印
本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 住所
事業者(法人名) 社会福祉法人 まもる会
代表者職名 理事長 松山 英治 印

通所介護サービス契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人まもる会
主たる事務所の所在地	〒829-0311福岡県築上郡築上町大字湊1275番地
代表者（職名・氏名）	理事長 松山 英治
電話番号	0930-57-1110

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターやすらぎ荘	
サービスの種類	通所介護サービス	
事業所の所在地	〒829-0311福岡県築上郡築上町大字湊1275番地	
電話番号	0930-57-3311	
事業所番号	4070000437	
実施単位・利用定員	1単位	定員25人
管理者の氏名	上野一子	
通常の事業の実施地域	築上町 豊前市 行橋市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態等の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護サービス事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 通所介護サービスの営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで（ただし、1月1日～1月3日を除きます）
営業時間	8時00分から17時00分まで
サービス提供時間	9時30分から15時40分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人（同一敷地内の他事業所管理者兼務）
生活相談員	2人（うち介護職員と兼務）
看護職員	2人（うち1人は訓練員を兼務）、 （うち1人は介護職員と訓練員を兼務）
介護職員	4人（うち1人は生活相談員を兼務） （うち1人は看護職員と訓練員を兼務）
機能訓練指導員	2人（うち1人は看護職員を兼務） （うち1人看護職員と介護職員を兼務）

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	担当者）生活相談員 中村早苗
---------	----------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護サービスの利用料

【基本部分】基本部分

通常規模 (6h～7h)	基本利用料 (1日あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	10,080円	1008円	2,016円	3,024円

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)	加算額 (1日あたり)			
		基本 利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
入浴介助加算	入浴の介助を実施した場合	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制 強化加算 I	勤続10年以上介護福祉士25%以上	220円	22円	44円	66円
介護職員処遇改善 加算 I ※		基本部分と加算の合計の5.9%			
特定介護職員等処遇改 善加算 I ※		基本部分と加算の合計の1.2%			
介護職員等ベースアッ プ等支援加算 ※		基本部分と加算の合計の1.1%			

(注) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につき実費相当分をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用者負担金は、1ヶ月ごとにまとめて翌月5日までに請求しますので、現金にてお支払いください。領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行します。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所、かかりつけ医等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	デイサービスセンターやすらぎ荘 電話 0930-57-3311 担当者) 中村早苗 責任者) 上野一子 利用時間8時30分～17時30分 月～金
	苦情解決に関わる第三者委員 金光功(評議員) 0979-83-2714 林孝俊(評議員) 0979-24-5414

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	○築上町福祉課 住所 築上郡築上町椎田891-2 電話 0930-56-0300 Fax 0930-56-1405
	○豊前市健康長寿推進課 住所 豊前市吉木955 電話0979-82-1111 fax0979-82-9222
	○行橋市介護保険課 住所 行橋市中央1-1-1 電話0930-25-1111 fax0930-25-0299
	○福岡県介護保険広域連合豊築支部 住所 豊前市八屋1702 電話0979-84-1111 fax0979-84-1116
	○福岡県国民保険団体連合会介護サービス相談窓口 住所 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話 092-642-7859 Fax 092-642-7857
	○築上町地域包括支援センター 住所 築上町築城1096 電話0930-52-0001 fax 0930-53-4032

	○豊前市地域包括支援センター 住所 豊前市八屋1702-5 電話0979-84-0120 fax0979-82-5830
	○行橋高齢者相談支援センター 住所 行橋市門前町2-11 電話0930-23-8222 fax0930-23-6303

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

通所介護サービス同意書

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	福岡県築上郡築上町大字湊 1275	
	事業者（法人）名	社会福祉法人 まもる会	
	代表者職・氏名	理事長 松山 英治	印
	説明者職・氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所		
	氏名		印

署名代行者（又は法定代理人）			
	住所		
	氏名		印
	本人との続柄		